

いのちと健康

ニューズ NO. 32

1993年 1月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL. FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中原 東四郎

週40時間労働制で建議

1994年4月へ先送り

12/18、中央労働基準審議会

中央労働基準審議会（労働大臣の諮問機関）は、12/18 ①法定労働時間（現行週44時間制）の週40時間制実施は1994年 4月からとする②残業など時間外・休日労働賃金割増率（現行25%）のうち、法定休日の分を引き上げる③変形労働時間制（現行3ヶ月単位）の変形期間を1年まで延長する——などを盛り込んだ労働基準法改定提案をまとめ、労働大臣に建議しました。

労働省は、来年初めに法案をつくり2月に通常国会に提出する方針です。

週40時間制は1987年に決まっていながら実施を延期。今回さらに先送りしようというものです。

中小企業での実施を、1996年度末まで延ばす措置も設けることにしています。

中小企業の時短を妨げる下請けいじめなど大企業の横暴は野放しのまま、中小企業は置き去りという内容です。

割増率引き上げも休日分だけにし、しかも「50% までの範囲内」などと幅をもたせています。

一方、年単位の変形労働時間を認めるほか、現在は研究職などに限定している裁量労働制（みなし労働時間制）を広げるための検討をうながすなど、1日8時間労働の原則をいちだんと崩そうとしています。

（'92.12/19 「赤旗」より転載）

「第4回人間らしく生き働くための愛知集会」

いのちと健康を守る運動は、長時間・過密労働をなくし、労働時間短縮・人間らしく生き働くための要求実現をめざして、大きく発展してまいりました。

運動の成果と前進に確信をもつために、愛知集会を成功させましょう。

日時： '93年 1月23日（土）pm2～6

場所： 名古屋市民会館第1会議室

内容： 経過と基調報告

- ①「職場の健康管理」（名高教）
- ②「労働時間短縮」（名市職労）
- ③「看護婦確保」（医労連）
- ④「大企業」（トヨタ 職自連）
- ⑤「業者の健康」（愛商連）
- ⑥ 討論と交流

参加費 無料

NO. 31「ニュース」のつづき

「快適職場形成指針」項目のみ抜粋

3—作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

- ① 疲労やストレスを効果的に癒すことができるように臥床できる設備を備えた休憩室などを確保すること。
- ② 多量の発汗や身体の汚れを伴う作業がある場合には、シャワー室等の洗身施設を整備するとともに、常時これを清潔にし、使いやすくしておくこと。
- ③ 職場における疲労やストレス等に関し、相談に応ずることのできるよう相談室等を確保すること。
- ④ 職場内に労働者向けの運動施設を設置するとともに、敷地内に緑地を設けるなどの環境整備を行なうことが望ましいこと。

4—その他の快適な職場環境を形成するため必要な措置

- ① 洗面所、更衣室等の労働者の就業に際し必要となる設備を常時清潔で使いやすくしておくこと。
- ② 食堂等の食事をするところのスペースを確保し、これを清潔に管理しておくこと。
- ③ 労働者の利便に供するよう給湯設備や談話室等を確保することが望ましいこと。

第3 快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項

快適な職場環境の形成のために事業者が必要な措置を講ずるに当たり、次の事項を十分考慮して行なうことが望まれる。

1—継続的かつ計画的な取組

快適な職場環境を形成し、適切に維持管理するためには必要な施設・設備を整備するなどの措置を講ずるだけでは足りず、其の後においても継続的かつ計画的な取組が不可欠である。

2—労働者の意見の反映

職場環境の影響を最も受けるのは、その職場で働く労働者であることにかんがみ、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、例えば安全衛生委員会を活用する等により、その職場で働く労働者の意見ができるだけ反映されるよう必要な措置を講ずること。

3—個人差への配慮

労働者の年令等の個人差を考慮して必要な措置を講ずること。

4—潤いへの配慮

職場は、仕事の場であると同時に労働者が一定の時間を過ごす生活の場であることから、潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮すること。



『名古屋過労死を考える家族の会』裁判日程
(「家族の会ニュース」11/25 付より)

傍聴参加で激励しよう!

93. 1 / 18 (月) PM 1:10 ~	新井さん	名古屋地裁
1 / 18 (月) PM 1:10 ~	植松さん	名古屋地裁
1 / 27 (水) AM10:00 ~	植松さん	名古屋地裁
1 / 29 (金) PM 2:30 ~	渡辺(光)さん	名古屋地裁
2 / 1 (月) PM 1:10 ~	渡辺(光)さん	名古屋地裁
2 / 1 (月) PM 1:10 ~	鈴木(俊)さん	名古屋地裁
2 / 5 (金) PM 3:00 ~4:00	安保さん・証人尋問 (田淵医師)	名古屋地裁
2 / 17 (水) PM 1:30 ~3:00	柏木さん・証人尋問 (水野医師)	名古屋地裁
2 / 22 (月) PM 1:00 ~4:00	新井さん・証人尋問 (上畑医師)	名古屋地裁

※ 法定はすべて11F 1101号です。

働く人々の健康を守る国民的運動を
すすめるセンターづくりの経過

1992年12月17日

呼びかけ人 山田 信也
細川 汀
渡部 真也

私たちは、本年初め働く人々の健康を守る国民的な運動を育てるためシンポジウムの呼び掛けを行ない、多くの皆様の支持を得て、本年3月15日東京においてシンポジウムを開催することができました。

このシンポジウムでの報告・討議をもとにした「まとめ」では、

- ① 労働組合が、職場や地域で働く人々の健康を守る取り組みを一層強めること。
 - ② 専門家が、専門の力を生かし働く人々の健康を守る取り組みを強めること。
 - ③ 地方に、働く人々の健康を守るセンターを育てること。
 - ④ これらの取り組みをまとめ、幅広い労働組合や、専門家の参加が可能となる全国的なセンターをつくること。
- など課題となりました。

➤そして、④の課題を実現するための検討を呼びかけ人の責任で行なうことが委任され、私たちは、以来労働組合や専門家の皆さんとの協議を数回にわたりつづけてきました。しかし、残念なことに、

① 現在の諸労働組合の間には、私たちが目的とした全国的なセンターを作っていくための幅広い統一した取り組みについて意見の違いが存在し、これ乗り越えることは困難なこと。

② 労働組合の財政的事情から、センター事務局の維持、機関紙発行などの事業を支えることが困難なこと。

などがはっきりしました。

呼びかけ人は、この事情を踏まえなお数回にわたって検討を続けましたが、現段階では、私たちの目的とした全国センターづくりの努力を断念するほかはないとの結論に達しました。

皆様のご期待に応えることができなかったことはまことに残念ですが、シンポジウムの「まとめ」にある①～③の取り組みが、粘り強く続けられている現状を土台とし、新しい時期が到来することを強く期待します。

皆様のご支持とご協力に感謝し、経過報告とさせていただきます。 以上

お知らせ

第2期 いのちと健康大学

大変好評をうけました「いのちと健康大学」の「第2期」を次の日程で開催します。
労働組合・民主団体の組合員・会員のみなさん！ 誘いあってご聴講をお願いします。

第1回	2月23日 (火)	からだ(身体)のしくみとはたらき 山田 信也 (名古屋大学医学部教授)
第2回	3月11日 (木)	労働基準法・労働安全衛生法の職場での活用の仕方 伊藤 欽次 (愛知労働問題研究所事務局長)
第3回	3月23日 (火)	長時間労働と過労死をなくすために 佐々木 昭三 (あいち職場の健康問題研究会事務局長)
第4回	4月6日 (火)	人間らしい生活と自由時間の拡大 長谷部 美智子 (愛労連婦人協)
第5回	4月20日 (火)	夜勤・交替制労働と私たちの健康 小野 雄一郎 (名古屋大学医学部衛生学教室)
第6回	5月11日 (火)	職場の労働安全衛生活動のすすめ方 吉川 正春 (名古屋水道労働組合副委員長)
第7回	5月25日 (火)	私たちの労働・生活と成人病 内山 集二 (愛知県保険医協会)
第8回	6月8日 (火)	人間らしく働くために「快適職場めざして」 宮尾 克 (名古屋大学医学部公衆衛生学教室)
第9回	6月22日 (火)	私たちの権利と社会保障 加藤 孝夫 (愛知社会保障協議会事務局長)
第10回	7月6日 (火)	いのちと健康を守るとりくみの歴史と視点 山田 信也 (名古屋大学医学部教授)

- ◆時間：いつでも午後6:30より8:30まで ◇参加費：全日程 10,000円
 ◆場所：高齢者労働会館2F会議室 (未加盟 11,000円)
 (都合により変更することがあります) 選択 1回 1,500円
 ◆定員：50名 (未加盟 1,800円)
 ◆申込み：愛知健康センターTEL 322-0406 ※ 参加費は、当日受付でお受け
 所属と氏名を事務局へ連絡して下さい。 します。